

# 2016年度 審判講習会

## 2016年度競技規則修改正

(一財) 長野陸上競技協会 競技運営委員長  
日本陸連技術委員 (JTO)  
青柳 智之

# 修改正のポイント① 《新設》

- 第252条 トレイルコース
- 第120条 ビデオ監察審判長
- 第270条7 ピットレーン



## 修改正のポイント② 《名称変更》

- ・第125条など

不正スタート制御装置⇒

スタート・インフォメーション・システム(SIS)

- ・第141条など

ジュニア ⇒ U20(JR)

ユース ⇒ U18



## 修改正のポイント③ 《名称変更》

### ・第125条など

赤カード ⇒ レッドカード

黄カード ⇒ イエローカード

緑カード ⇒ グリーンカード

(「黄黒カード」「赤黒カード」はそのまま使用)

### ・第120条など

光波 ⇒ 科学 ※計測員(科学)



## 修改正のポイント④ 《内容の変更》

### ・第132条 略号

試合放棄(離脱)〔国内〕の「/」削除  
⇒ 「r」

救済及び審判長裁定 「qR」

ジュリーの決定による通過 「qJ」



## 修改正のポイント⑤ 《内容の変更》

- **第162条 不正スタート**  
**国内適用は廃止し国際ルールで統一**  
**特に猶予期間は設けない。**
- **第167条 同成績**  
**〔国内〕1・2の廃止**  
**1/1000秒差で着差判定**



## 第120条 競技会役員

- **ビデオ監察審判長**

⇒ビデオ管理室で判定(2015北京は8台)

⇒黄旗が拳がらなくても判定

※松本のシステムでは置く必要はなし

- **計測員(科学)**



## 第125条 審判長

- 2〔注意〕本規則や広告規定を含む他の諸規定は、表彰式に関連するすべての活動が終わるまで適用する。
- 4 ウォームアップ場、招集所、表彰式で生じる問題も含め、競技運営に関する異議・抗議を裁定する。







## 第125条 審判長

- 5 あるまじき行為、下品な行為、**第162条5に違反**があった競技者に警告を与えたり除外する権限を持つ。
- 警告はイエローカード、除外はレッドカード(第145条 失格)  
⇒他の種目、リレーを含め以後の種目からの除外が宣告。



## 第132条 記録・情報処理員

- 4 スタートリストおよび結果には以下の略号を用いる。

(ハンドブックからルールブックへ)

試合放棄 r

通過者 Q q qR qJ

警告・退場 YC YRC RC



## 第142条 同時申し込み

- 4ラウンド以上の試技が行われる競技会では、**最終ラウンドで異なる順序で試技を行うことを認めてはならないが、それ以前のラウンドでは認めることができる。**

⇒6回目のみ、トップ8の試技順を変更してはならない。



## 第144条 助力

- 3…助力とみなされ許可しない。  
(e) 当該競技に関係するしないに関わらず、**競技役員が助言又はその他の支援を提供すること** (競技指導を行う、長さの跳躍種目で失敗を示す場合を除き 踏切地点を示す、レースで 時間や距離差を教えるなど)



## 第144条 助力

- 4…助力とはみなされず許可する。  
(d) 競技者本人が携帯もしくは着用して使用する心拍計、速度・距離計、ストラ  
イドセンサー、その他の類似の機器。**た  
だし、他社との通信に使用不可能なも  
のに限る。**

⇒自分が知るだけのもの。コーチ×



## 第162条 スタート

- 7〔国内〕1, 2および〔国際〕のタイトルを削除し、〔国際〕の文章を適用。



⇒混成競技を除いて、一度の不正スタートでも責任を有する競技者は失格。





## 第162条 スタート

- 5〔国内〕(d) (e) (f) およびそれ以降の文章と〔国際〕のタイトルを削除し、〔国際〕の文章を適用。

(d) 速やかに最終のスタート体勢に構えない

(e) 最終のスタート体勢で静止しない

(f) 一旦静止した後で動く

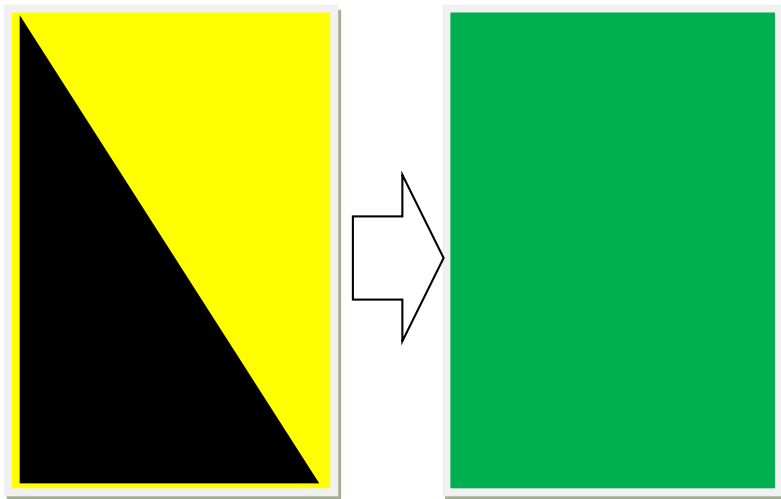
(局所的な一瞬の動きを含む)





## 第162条 スタート

- (d) (e) (f) は日本独自のものであった  
⇒これらの「警告」は廃止され「注意」が与えられる。



・グリーンカードは「〇回で不正スタート」というものはない

・多発の場合は「あるまじき行為」と判断される可能性



## 第162条 スタート

- (a) (b) (c)による警告

(a) 合図の後で正当な理由もなく手を挙げる、立ち上がる

(b) 合図に従わない、速やかに最終の用意の位置につかない

(c) 合図の後、音声その他の方法で他の競技者を妨害

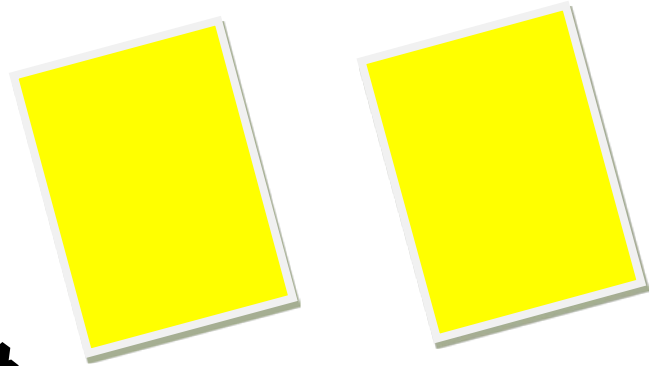
⇒遅延等、進行に影響がある

黄黒による警告でなく、  
イエローカードによる警告



## 「警告」の扱い

- スタートによる警告
  - 助力に関する警告
  - 競技者にあるまじき行為  
(審判員の再三の注意に従わない等含む)
  - 下品な行為
- ⇒ カードが出た場合は総務で集約



## 具体的な告知手順①

- **不正スタートの場合の告知方法は、従来と変更はない。**

**(赤黒カードを提示・レーン標識は赤)**

- **黄黒のカードは、混成競技での1回目の不正スタート時のみに使用となる。**

**(黄黒カードを本人+全員に提示)**



## 具体的な告知手順②

- **注意** (従来の号砲直前のピクッ・微妙な動き)  
⇒ **グリーンカードを対象競技者に提示後、全員に対しても提示する。**
- **162条abcによる警告** (イエロー・レッド)  
⇒ **対象競技者にカードを提示後、他の競技者へグリーンを提示。**  
⇒ **レーン標識への表示は行わない**



## 第167条 同成績

- 〔国内〕1、2を削除
  - ①0.001秒差は着差あり。
  - ②次のラウンドへの最終枠が同記録のとき、レーンに余裕がある場合(9レーン)、着差判定せずに次のラウンドへ進めたが、**0.001秒まで精査**する。



## 第167条 同成績

- +2に、A10”87 B10”89 C10”89  
⇒以前なら3名が進出できた。
- 修正により
  - Aはまず決定
  - B10”883 C10”884 …Bが進出  
(Cが10”883であれば、Cも進出)



## 第168条 ハードル

- **直接、間接を問わず、他レーンのハードルを倒すか著しく移動させた場合は失格となる。**

⇒「間接」とは、自分のレーンのハードルを倒し、そのハードルが隣のレーンへ跳ねてしまい隣のレーンのハードルを倒してしまった場合などを指す。(従来の陸連解釈では失格とならなかった。)

- ※妨害された場合でも、その種目を完走しなければDNFとなり、再レースや救済等は認められない。





## 第230条 ピットレーン

- ユース世代の競歩競技者を可能な範囲で失格を減らし、有望な競技者を増やすことが目的。(陸連等で実施することを定められたレースにおいて)
- 3枚のレッドカードが出た場合(本来はここで失格)、**競技役員の指示によりピットレーンに入るよう指示され、所定の時間 そこでとどまっていなければならない。**
- 4枚以上のレッドカードが出た場合、当該競技者は失格となる。

※ピットレーンを行う場合、日本陸連に事前に申告。  
事実上、加盟団体で行うことはない。



# 広告および展示物に関する規定

…とにかく細かいです。

今まで、理解が進んでいない分野でもあります。

是非、一度目を通しておいってください。

- 商標・ロゴの高さ5cm以内、面積40cm<sup>2</sup>以内の長方形
- 加入団体の所在地を示す(例えば「長野」)場合、クラブ名とは別に右胸・左胸・後部のいずれか1ヶ所
- 製造会社名のロゴ…サングラスは2ヶ所
- 役員…競技会名のロゴ 高さ4cm以内
  - …陸協ロゴは1ヶ所

↓ 長野マラソン

